多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土岐川による外水氾濫や内水等の水害に備えた事前防災行動 計画を策定することを目的として設置する多治見市浸水事前防災行動計画(タ イムライン)検討会(以下「多治見市タイムライン検討会」という。)に関する 必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 多治見市タイムライン検討会は、次の各号の事項について所掌する。
- 1 土岐川による外水氾濫や内水等の水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の検討
- 2 その他必要な事項

(組織構成)

- 第3条 多治見市タイムライン検討会は、以下のとおりとする。
- 1 多治見市タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 2 多治見市タイムライン検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3 多治見市タイムライン検討会に座長及び事務局長を置く
- 4 座長は、会務を総括し、多治見市タイムライン検討会を代表する。
- 5 多治見市タイムライン検討会にアドバイザーを置くことが出来る。

(WGの設置)

- 第4条 多治見市タイムライン検討会は、WGを設置することができる。
- 2 WG の設置にあたっては、WG の検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 多治見市タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長 は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配付資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、多治見市タイムライン検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、多治見市企画防災課に置く。 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、多治見市タイムライン検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)検討会 委員

【座 長】

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾一郎

【事務局長】

多治見市企画部 企画部長

【アドバイザー】

村中 明(元気象庁予報課長)

【参加機関】

中部地方整備局 庄内川河川事務所

中部地方整備局 多治見砂防国道事務所

岐阜地方気象台

岐阜県 危機管理部 防災課

岐阜県 県土整備部 道路維持課

岐阜県 県土整備部 河川課

岐阜県 多治見土木事務所

岐阜県 多治見警察署 警備課

岐阜県 多治見警察署 交通第一課

多治見市 企画防災課

多治見市 予防警防課

多治見市 道路河川課

多治見市 福祉課

多治見市 子ども支援課

多治見市 下水道課

多治見市 浄化センター

多治見市 南消防署

多治見市 北消防署

多治見市 笠原消防署

多治見市 教育総務課

多治見市 消防団

地域住民代表

【事務局】

多治見市、庄内川河川事務所、多治見砂防国道事務所

※敬称略